

証明書等交付規程

平成25年1月21日

改正 平成26年3月17日

改正 平成30年3月 1日

(目的)

第1条 この規程は、三重県農業大学校において学生及び卒業生に交付する各種証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書等の交付)

第2条 在学証明書(様式1号)、卒業見込証明書(様式2号)、卒業証明書(様式3号)、修了証明書(様式4号)、成績証明書(様式5号)、学校学生生徒旅客運賃割引証、通学証明書等の証明書の交付を受けようとする者は、証明書等交付申請書(様式6号)に必要な事項を記入し、教務課へ申し込まなければならない。受付後、交付までは1週間程度を要する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。